

第 39 回和歌山県入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成 23 年 5 月 25 日（水） 13:30～ 和歌山県自治会館 304 会議室	
出席委員氏名	田 中 昭 彦（委員長） 濱 田 学 昭（委員長代理） 江 海 康 子 木 下 正 美 松 本 雅 博 水 城 実	
審議対象期間	平成 23 年 1 月 1 日 ～ 平成 23 年 3 月 31 日	
抽出案件	総件数 2 件	議事 ○入札及び契約手続の実績状況等の報告 ○抽出工事に係る競争参加資格の設定の経緯等審議 ○意見交換会
一般競争入札	— 件	
条件付き 一般競争入札	2 件	
通常指名競争入札	— 件	
随意契約	— 件	
委員からの意見・ 質問、それに対する 回答	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議 の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>【条件付き一般競争入札】</p> <p>○（合併入札）</p> <p>「①那智勝浦古座川線道路災害復旧工事」</p> <p>「②那智勝浦古座川線道路維持修繕工事」</p> <p>1. A委員</p> <p>この案件は、落札候補者となった2者以外の者は全て最低制限価格未満で失格となり、落札候補者となった者も同日に落札した他の工事に技術者を充てるために事実上の辞退を行い失格（配置技術者の資料提出なし）、結果、残る1者が予定価格で落札している。応札者が事前調整して、予定価格で応札した者に落札させるべく、あえて失格となる可能性の高い、低い価格で応札したという可能性はないか。落札候補者となった者も、予定価格で応札した者に落札を譲るために事実上の辞退を行ったということはないか。</p> <p>2. B委員</p> <p>現行の入札の仕組み上こういう場合もあり得ると思うが、受注意欲が高く、低い価格で応札した地元の業者が失格となるというのは、災害時対応を行う地元業者を育成するという観点からみてどうか。例えば災害復旧工事においてはランダム係数の上限を1とするとか、今後ランダム係数の幅を広げる場合でも下の方にのみ広げるとかしてはどうか。</p>	<p>（発注機関：東牟婁振興局新宮建設部）</p> <p>1. 管内で41者の入札参加可能者がおり事前調整は難しいと考える。仕事をとろうという意欲が強いので、総合点数を上げるために低めの価格で応札しているものと考えられる。</p> <p>また、最初の落札候補者がこの工事を辞退し他の工事を落札したのは、他の工事の方が額が大きいこと、会社から近いこと、交通量が少なく施工条件がよかったこと等が考えられる。辞退するとだれが次の落札候補者になるかは業者には知らせないので、特定の者に落札を譲るために辞退したということはないと考える。</p> <p>2. 地元の事業者にはランダム係数ではなく総合評価の加算点を付けることによって、他の地域の業者より高い価格でも総合評価値で逆転できるよう配慮している。</p> <p>県としては、最低制限価格を予想して応札するのではなく、適正な積上げによって見積もることを期待しており、ランダム係数には最低制限価格の漏洩防止だけでなく、その予測を困難にし、適正な見積を促す目的がある。このため、7月からランダム係数の発生範囲を上下に0.5%ずつ広げ、さらに予測困難にする予定としている。</p> <p>ランダム係数の目的、ダンピング防止という最低</p>

意見・質問	回 答
	<p>制限価格の主旨を考えると、ランダム係数により最低制限価格を下方にのみ偏ったものとすることはできるだけ避けたいと考える。</p> <p>なお、応札が低い価格に偏っているのは、この案件は2つの工事の合併入札であり、諸経費の計算を工事ごとに行う必要があるが、参加者は通常の入札の過去実績から最低制限価格を予測したために「ずれ」が生じたことも一因ではないかと推測される。</p> <p style="text-align: right;">【事務局回答】</p>
<p>【条件付き一般競争入札】</p> <p>○田辺漁港漁港海岸環境整備工事</p> <p>1. A委員 低入札価格調査対象となっても調査資料を提出しない者が多いのはなぜか。</p> <p>2. A委員 通常最低制限価格制度による調査と特別重点調査の違いは何か。</p> <p>3. A委員 調査失格の場合、発注者側が調査し不十分だと判断するわけだが、判断について主観が入らないのか。</p>	<p>(発注機関：西牟婁振興局建設部)</p> <p>1. 提出資料が多いうえ、特に特別重点調査となると審査が厳しいので資料作成前にあきらめる者が多かったのではないかと推測する。</p> <p>2. 応札額が調査基準価格を下回ると通常低入札価格調査となり、直接工事費や共通仮設費といった個々の内訳が一定額を下回ると特別重点調査となる。一般的に通常低入札価格調査対象よりも特別重点調査対象の方が低い応札額となる。</p> <p>3. 県統一の実施マニュアルに基づいており、主観の入る余地はないと考える。</p>

意見・質問	回 答
<p>4. B委員 入札から契約まで1ヶ月近くかかっているが、業者は結果の通知がくるまで、経過も分からずただ待っているしかないのか。上位3者くらいは通知しないのか。業者にとって長期間待つのは大変ではないか。</p>	<p>4. 1位の者に調査を行ったが調査の結果失格となったため、次の者にも調査を行ったことにより時間がかかったもの。</p> <p>この件については従前より業者からもご意見を頂き、低入札価格調査に入る場合はその時点で調査開始を公告することとし、問い合わせがあった場合はその者の順位を回答することとしている。本人以外の順位は入札の公正のため回答しない。低入札価格調査となるのは年間2千数百件の工事うちの4～50件のみであり、対象事業者も1億円以上の案件に参加可能な者で限定的であるのでご理解願いたいと考えている。</p> <p style="text-align: right;">【事務局回答】</p>
<p>5. C委員 低入札価格調査の対象者がいなかった場合は決定が早くなるのか。</p>	<p>5. 調査が不要なので早くなる。</p>
<p>6. D委員 落札者は同じ場所の別工事を年度末まで行っており、人や資材の関係から経営効率がよくなったのか。</p>	<p>6. 管内で船を保有する会社は以前は4者くらいあったが今は1者しかなく、参加者はすべて他建設部管内であり、船の回送費用等の面からはそういうこともあるかも知れない。</p>
<p>7. B委員 参加条件に船の保有があるが、なぜリースではだめなのか。</p>	<p>7. 議論のあるところかとは思いますが、保有する者に専門事業者として地域に残っていただきたいという思いはある。</p>
<p>8. E委員 近隣の業者でなくとも予定価格より5千万円近く低い金額で応札しているのはなぜか。</p>	<p>8. 技術者に空きのある年度当初からの工期であることと、砂を入れるだけの工事で施工効率がよく、低い価格でも採算がとれるとみたのではないかと思われる。</p>

【意見交換会】

下記について意見交換を行った。

記

1. 新公共調達制度の実施状況及について
2. 公共工事動向について
3. 談合事件にかかる損害賠償請求訴訟の経過について
4. 入札不成立案件等について再度入札を行う場合の取り扱いについて
5. 建設工事に係る公共調達制度の見直しについて